

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：産山村指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項 (棚田等の名称及び範囲)

飛石棚田、嵯峨棚田、御湯船棚田、山吹棚田、ひごたい棚田、上田尻棚田、下田尻棚田、鳶の巣棚田、平川棚田、三足棚田、弁財天棚田、大利棚田、片俣棚田

範囲については、別添1のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

- ・ 13棚田において、畦畔及び法面の管理を適切に行う。
- ・ 13棚田において、農道及び水路の管理を適切に行う。
- ・ 山吹棚田において、令和6年度までに15a以上の耕作放棄地の解消を図るとともに、当該解消地に作物を植え、加工品を開発する。

○担い手の確保

- ・ 13棚田において、令和6年度までに、高齢となった協定参加者の円滑な世代交代に取り組む。

○生産性・付加価値の向上

- ・ 3棚田において、令和6年度までに、高収益作物(アスパラガス、ホウレンソウ、チンゲンサイ)の導入を行い、生産性及び農業所得の向上を図る。
- ・ 弁財天棚田において、令和6年度までに2,000m以上の作業道(農道)を整備し、生産性及び作業効率の向上を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○良好な景観の形成

- ・ 2棚田において、令和6年度までに、景観作物(サクラ等の花木)を100本植樹する。

○自然環境の保全・活用

- ・ 13棚田において、周辺林地の除草作業を年2回行う。

- ・ 4 棚田において、環境保全型農業（有機農業、カバークropp、堆肥の施用）に取り組む。
- ・ 山吹棚田において、鳥獣被害対策に取り組む面積を、令和6年度までに4haから10haに増やす。

○伝統文化の継承

- ・ 弁財天棚田において、地域の伝統催事を年1回開催し、年間20名の来訪者を誘客する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・ 11棚田において、令和6年度までに、援農ボランティアを30名確保し、関係人口の創出・拡大に取り組む。
- ・ 3棚田において、棚田の周辺に観光案内版を設置し、令和6年度までに、当該棚田地域へ100名の誘客促進を図る。
- ・ 山吹棚田において、農村交流体験イベントを年間1回開催し、年間20名の交流人口を確保する。
- ・ 山吹棚田において、全国棚田百選「扇棚田」の付加価値及び知名度を活用し、令和6年度までに、加工品の無人販売所を整備する。
- ・ 弁財天棚田において、棚田を活用し、都市と農村の相互交流事業を年1回開催し、年間20名の来訪者を確保する。

3 計画期間

認定の月から令和7年3月31日まで

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

- ・ 13棚田において、各協定参加者が水田の畦畔及び法面の草刈りや維持管理作業を適切に行う。
- ・ 13棚田において、各協定参加者が受益対象となる農道（牧道）や水路周辺の草刈りや泥上げを定期的に行い、保全管理を徹底する。
- ・ 山吹棚田において、令和6年度までに、15a以上の耕作放棄地にコンニャク芋を植え、耕作放棄地の解消を図るとともに、手づくり

コンニャクを活用した加工品を開発する。

○担い手の確保

- ・ 13 棚田において、高齢となった協定参加者が円滑に後継者へ世代交代できるよう協定内の世代間交流や農業師匠等による営農指導を行い、高齢農家と次世代の担い手間の親睦を深める。

○生産性・付加価値の向上

- ・ 3 棚田において、本村の主要な高収益作物であるアスパラガス、ホウレンソウ、チンゲンサイの栽培面積をさらに拡大し、農家の生産性及び農業所得の向上を図る。
- ・ 弁財天棚田において、農家の高齢化や労力不足等により農地面積の減少が進んでいることから、令和6年度までに、大型機械等が通行できる作業道（農道）を生コン打設により2,000m整備し、さらなる生産性及び作業効率の向上を図るとともに、耕作放棄地の増加防止に取り組む。

棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○良好な景観の形成

- ・ 2 棚田において、協定参加者や非農家の地域住民等による協働作業の促進及び良好な景観の維持・保全を図るため、耕作放棄地等の遊休農地を活用して景観作物(サクラ等の花木)を100本植樹する。

○自然環境の保全・活用

- ・ 13 棚田において、稲作や野菜づくりに係る鳥獣被害防止の観点から、イノシシ等の有害獣との緩衝地帯の維持・確保を徹底することを目的に、周辺林地の除草作業を年2回行う。
- ・ 4 棚田において、遊休農地の有効活用を図るため、環境保全型農業（有機農業、カバークロップ、堆肥の施用）に取り組む。
- ・ 山吹棚田において、喫緊の課題である鳥獣被害面積の減少を図るため、令和6年度までに、協定参加者の協働作業により電柵及びワイヤーメッシュ柵の総延長を、現状の2,700mから3,700mに増加させる。

○伝統文化の継承

- ・ 弁財天棚田において、古来より当該地域で伝承されてきた五穀豊穡を祈る「牛食い祭」を、協定参加者や地域住民の共同取り組みとして令和6年度まで毎年1回開催することにより、村外から年間20名の来訪者を誘客するとともに、当該催事等を雨天時でも開催できるよう屋根付きの建屋を建築する。

棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・ 1 1 棚田において、令和 6 年度までに、田植えや稲刈りなどの営農活動に係る援農ボランティアを 30 名確保するとともに、各棚田の地域（観光）資源を広く紹介することで、関係人口の創出・拡大に取り組む。
- ・ 3 棚田において、景観作物の作付地域や湧水鑑賞ポイント、トレッキングコース等の自然資源を紹介する観光案内版を設置し、令和 6 年度までに、当該棚田地域へ 100 名の誘客促進を図る。
- ・ 豊富な地域資源を有する山吹棚田において、田植え体験や稲刈り体験、緑豊かな草原や熊本県名水百選「山吹水源」を巡る自然散策、郷土（田舎）料理の提供等でもてなす親子ふれあいイベント（農村交流体験イベント）を令和 6 年度まで毎年 1 回開催し、年間 20 名の交流人口を確保する。
- ・ 山吹棚田において、耕作放棄地の解消を目的に加工品の開発を行うことから、本地区が有する多くの観光旅行客が訪れる全国棚田百選「扇棚田」の付加価値や知名度を活かし、令和 6 年度までに、地元住民が開発する手づくり加工品の無人販売所を整備し、加工品をはじめ、本地区の新鮮野菜や米、シイタケなどの販売に取り組む。
- ・ 弁財天棚田において、東海大学農学部が取り組む「援農プロジェクト事業」を活用（誘致）し、棚田地域の価値を体感させる農作業等を通じて都市部の若者と地元農家や地域住民による相互交流事業を令和 6 年度まで毎年 1 回開催し、年間 20 名の来訪者を確保する。

（ 2 ） 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（ 1 ）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記 5 の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

産山村指定棚田地域振興協議会は、産山村及び中山間地域等直接支払事業に取り組む各集落協定により構成する。なお、参加者の名称又は氏名については、別紙のとおりとする。